



潟上市議会議員政治倫理審査会 審査結果報告書

1 はじめに

本審査会は審査にあたり、請求議員、被請求議員、市当局の3者から意見聴取を行った。3者それぞれの意見の中で焦点となるのが、政治倫理条例第13条のただし書の部分「ただし、災害等で緊急を要するとき、又は請負契約等の締結を辞退することにより、市の行政執行に著しい支障がある場合を除く。」の条文の「災害」と条文にはない「災害に準ずる状態」の解釈及び「著しい支障」とはどのような状況なのかという課題である。

また、審査請求が繰り返される要因はどこにあるのか。このことも含め、大きな2つのテーマを審査の中心に据え審査を進めた。

報告書は発言者の会話をそのまま採用し、議論の内容が伝わるよう心がけた。

2 審査請求内容

審査請求日 令和4年6月27日

請求議員 佐藤 義久議員 澤井 昭二郎議員 菅原 秀雄議員
石井 和人議員

疑義があると認められる者の氏名 西村 武議員

疑義の内容 西村武議員の親族企業が市発注の事業を受注したことは、潟上市議会議員政治倫理条例第13条に抵触する疑いのある事

3 審査会委員 中川 光博委員長 藤原 仁美副委員長 鈴木 壮二委員 堀井 克見委員 伊勢 潤委員

4 審査結果

その1. 潟上市議会議員政治倫理条例第13条には抵触しない。

*抵触するという意見もあり両論を併記することとした。

(理 由)

■少数意見（政治倫理条例に抵触するという意見）

- ① 政治倫理条例が想定していない平時の降雪まで、市当局は災害に準ずるとして災害扱いにするのは、拡大解釈で、政治倫理条例の基本が歪められている。北国で雪が降るのは当然であり、降雪と災害は全く別物です。そこ



を毎年災害のような捉え方をして除雪に参入しているのが問題です。建設協会側と大雪災害の場合の協定を結び、緊急災害に集団で対応可能な体制づくりが今こそ必要ではないか。

平時の除雪まで災害とか、災害に準ずると定義づけたことが、審査請求が繰り返される一番の要因になっている。

- ② 除雪重機の稼働台数は55社137台で株式会社西村建設は2台を所有している。2台だと1.4%です。本年度は建設業者を募集したところ6社の応募がありそのうち4社が候補として挙がっていると説明された。それでも株式会社西村建設を除外すると、除雪行政も含めて行政執行に著しい支障があるという解釈は可能ですか。あまりにも無理ではないですか。
- ③ 第13条に「市民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならない。」とあり、議員は地位を利用するのは始めからダメです。この条例を制定したのは、議員または議員の配偶者、さらに一親等内の血族・同居の親族が仕事を辞退すれば疑いとかがなくなり、このような審査請求はなくなります。

■多数意見（政治倫理条例に抵触しないとする意見）

- ①除雪は市民にとって大事な事業です。災害で緊急を要するとまでもいかにしても、例えば10センチでも市民のライフラインに不自由をかけるということになると、災害に相当すると考えています。
- ②降雪は災害と思っています。救急車両の場合、1分でも1秒でも早く患者さんに届くのが大事で、10センチだろうが20センチだろうが吹き溜まりができれば50センチにもなる。1分違うだけで人は死ぬこともある。それを考えたら降雪は災害だと考えるのは当たり前です。
- ③市当局の説明では、除雪の根拠とか除雪が災害かということに関しては、基本的に災害に準ずると回答がありました。災害に対しての準備というような考えの契約だったと思います。そうであれば第13条には抵触しないと判断しなければいけない。
- ④第13条のただし書きについてですが、「市民に疑念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならない。」これ自体には仕事をとるなど言ってるわけじゃない。努力目標じゃないですか。

その2. 潟上市議会議員政治倫理条例第10条について

政治倫理条例第13条の審査の過程で、西村武議員は政治倫理条例第10条に抵触しているのではないかという意見が出され議論したが、条例違反の

存否については結論に至らず、両論を併記することとした。

・抵触しているという意見

- ① 政治倫理条例で議員の協力義務を定めた第10条は、「当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席の請求がある場合は、それに従わなければならない。」と明確に謳われているが、審査会が請求した資料の提出を拒否した。審査会は、審査の基礎資料となる、西村武議員と親族企業の代表者との関係性がわかる公的資料である戸籍謄本及び親族企業との関連性がわかる公的資料である法人登記簿謄本の提出を求めたが拒絶された。
- ② 審査会審査は公的書類に基づく審査が必要不可欠であり、自己申告の議会内部資料での審査はありえない。

・抵触していないという意見

- ① 必要な書類は、政治倫理条例第5条の就業の報告義務に基づき、議長に提出しているので新たな書類の提出は不要である。

注 政治倫理条例第13条（市との請負契約等に対する遵守事項等）

議員は、議員又は議員配偶の配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業（以下「関係私企業」という。）に対し、市との工事請負契約（実質的に元請負と異なる下請負を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約（以下「請負契約等」という。）の締結については、関係私企業の就職の制限を規定している地方自治法第92条の2の趣旨に従い、市民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき、又は請負契約等の締結を辞退することにより、市の行政執行に著しい支障がある場合を除く。

注 政治倫理条例第10条（議員の協力義務）

当該議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は会議への出席の請求がある場合は、それに従わなければならない。

5 政治倫理条例第13条の運用について

市当局見解（建設部長及び都市建設課長）

- ① ・審査会委員・・・政治倫理条例第13条には「準ずる」なんていう言葉はひとつもない。災害に「準ずる」という根拠がわからない。あなた方はそれをまさに準用して、

西村建設に除雪を発注することに活路を見出そうとしているのが不思議でならない。準ずるというのを解説して。

- ・市当局・・・この「準ずる」という言葉については、この案件の第1回目の時にそういう説明をしたわけですが、それを審議いただいて抵触しないという結果が出ることから、こちらとしてはこれについてはそういう解釈でいいんだなということとで2回目も3回目も同じと答弁をしているということです。
 - ・審査会委員・・・審査会であなた方が準ずるって言葉を使ったら、審査会で容認したということで、この第13条において適用できるんだという解釈でここまで来たということなんですか。
 - ・市当局・・・こちらとしては、その説明で抵触しないという判断がくだされたのでそういうふうには解釈しています。
- ② この政治倫理条例は議員で作っていただいている。第13条に市の工事請負契約に対して、その疑念を持たれる可能性があるということで、辞退するよう努めなければならないと書かれています。例えば、そこ1社にだけ指名するということになれば、そこらの疑念は出てくる可能性はあるんですけども除雪の場合は機械持ってる全社にお願いしています。議会もそれで判断して抵触しないというような判断をされているのではないかと思います。
- ③ 条例を守る守らないということについて言えば、守らなければいけないのは当然ですけども、この中で辞退するよう努めなければならないと書かれて、当局で指名しちゃいけないとかそういうようなところまで踏み込んでませんので、今までも準ずるということで話してその上で皆様が条例に抵触するかどうかを審査いただけるということですので、市として条例を無視してることではないと考えております。
- ④ ・審査会委員・・・審査請求議員が、55社あるのだから1社外しても問題はないのではないかと、委託すべきではないと話してたが、独占禁止法に抵触するのではないですか。
- ・市当局・・・意見としては弁護士に相談したときはそういう可能性もありますというようなことはあったんですけど、それ自体もはっきりしていることであります。

6 審査の論点

◆第1回審査会（令和4年7月14日）

- ・審査請求の適否については、適とする。
- ・審査請求者、対象議員の両者を招致し説明を聞き、その後市当局の認識を再確認する。
- ・なぜ同じ審査請求が繰り返されるのか、大元をつきつめる。
- ・政治倫理条例第10条に基づき、審査をするための基礎資料である、西村武議員と

(株)西村建設の関係を把握できる公的資料の提出を求める(戸籍謄本、法人登記簿謄本)

◆第2回審査会(令和4年7月25日)

◇審査請求者の主訴

- ・政治倫理条例第13条のただし書に、(株)西村建設の請負除雪は該当しない。よって条例に抵触する行為だと考える。
- ・「災害に準ずる」の定義が条例に規定がないので不明確、「災害」と「災害に準ずる状態」の明確な基準を示してほしい
- ・業者が不足し除雪体制に支障が生じているとしているが、審査会において具体的な数字の検証が行われておらず信ぴょう性に欠ける。審査にあたっては、当局の除雪体制の検証も望む。
- ・審査会の付帯意見を市当局が真摯に受け止め対応したか疑問、検証が必要。対応しておれば令和3年度の契約は生じないはず。

◆第3回審査会(令和4年8月8日)

◇第2回審査会の論点整理と今後の審査の方向性について

- ・過去に審査会では審査するための資料が不足していたため、資料の請求を怠りなくすべきである。
- ・条例第13条について抵触しないとのことだが、なぜ同じ審査請求が繰り返されるのか、これを解明することが今回の論点であり審査会の目的ではないのか。
- ・最終的に市民に判断していただくところまで持って行って終結すれば、今までより進んだ形で結論に至ることができるのではないか。
- ・審査会で解決不能なものであれば、議会全体で話し合うことを提案したらどうか。

◆第4回審査会(令和4年8月24日)

◇西村武議員の主訴

- ・過去の審査会で抵触していないとされている。抵触していないものに対して辞退するよう努めなければならないという理由はない。除雪について止める権利は私にはない。
- ・資料の提出要請もありましたが、抵触していないものに対して法人登記簿謄本を提出することはできない。戸籍謄本は個人情報保護、個人の権利を侵害する恐れがありますので拒否します。
- ・条例のただし書で、除雪については、市の行政執行に著しい支障がある場合は除くとなっていますので、行政執行に著しい支障があるかないか、ここを審査すればすべて解決するんじゃないですか。

- ・地方自治法92条の2は議員の兼業禁止であって、辞退するような文言は一つもないことも申しあげます。もう一つは、地方自治法を超える条例はすべて無効です。

◆第5回審査会（令和4年8月26日）

◇行政当局の説明

- ・令和3年度実績で除雪距離358.9km、委託業者数55社、重機137台です。
- ・政治倫理条例の13条の規定については、大雪或いは豪雪その他の状況により、交通障害や市民生活に混乱を招く恐れがあり、災害に準ずるもの或いは災害となりうるものにとらえております。
- ・大雪が降った場合、業者に急をお願いするといっても難しい。災害に準ずるということで、常日頃からその地域を熟知していただきながら、災害が起きた場合でも速やかに除雪等ができるように、各業者に地区を割り当て除雪を行っています。
- ・概ね10センチの降雪が予想される場合に一斉出動をかけるという基準があります。その他に吹き溜まり等は部分的に10センチ降らなくても出動している。その中で40センチ降れば豪雪対策本部を設置し集中的に対策をする。40センチ降ったから急に災害なのか、40センチ以下だと全く災害でないのかという捉え方ではなく、雪が降っていく中でいつ豪雪に変わるか分からないので、常に準備し対応しているということです。
- ・現在雪が降った場合には10時間ぐらにかかっていますが、時間を減らしていきたいということで、できるだけ業者を増やしたいというのが市の考え方です。

◆第6回審査会（令和4年9月2日）

◇審査請求が繰り返される要因について

- ・雪は10センチでも市民にとってはライフラインを困難にさせる要因になるので、除排雪の実態に、条例の条文が合わないので、条文に問題があるのではないかと考えています。
- ・政治倫理条例第13条のただし書を、請求議員のみなさんが理解しているのかに尽きると思います。
- ・道路法第42条に基づいた、内閣府の防災基本計画の中に、雪害も災害に当たるため防止のために市町村は除雪を実施するものと謳われている。この条例自体に問題があるのではないかと考えています。
- ・第13条の解釈は議員によっていろいろな解釈がありますが、なぜ条例ができたのか原点に立ち返るのが重要です。議員の業者が偏って仕事をとることがあり、市民から公平ではないということがあった。それを回避するために議員自ら律していくことが求められ、議員政治倫理条例が制定された。ただし書のとおり議員とその関係業者が仕事をするのは市民から見れば納得できない。議員をやっている内は市と取引をせず、するときは議員を辞める。このように誰が見てもわかりやすい状態を

市民に披露する。こうしてないので請求が繰り返されるのではないか。

- ・発注する側と受ける側がいる。どちらかが発注しない、受けないとなればこういう事態は発生しない。それが両方ともよいと解釈しているのでこういう事態が続く。市当局は、議会が抵触しないと認めたと主張する。西村議員は、西村建設は法律に違反してないので子どもに仕事をとるなどとは言えないと主張する。政治倫理条例の法の遵守という観点から、双方とも高い倫理性を発揮し、法に沿って仕事をする、キチンとした論理を展開していただかないと、議会と行政の癒着のような危険性を孕む行為ではないか。

◇報告書の作成方針について

- ・存否を明確にする
- ・両論併記にする
- ・議事録を公開する

◆第7回審査会（令和4年9月9日）

◇報告書素案の検討

- ・素案の中に、被請求議員が第10条に抵触すると載せているが、審査請求は第13条に抵触する疑いのある事ということなので、最初に持ってくるのは違和感がある。
- ・審査会は政治倫理条例と施行規則を根拠として審査している。第13条だけでなく、関係するものはそれ以外のものでも審査をしていくことになる。
- ・審査会が完璧に結論を出すことには限界がある。このことを載せるべきだ。
- ・政治倫理条例も社会環境の変化に合わせ、変えるべきところも検討したらどうかを載せたほうがいい。

◆第8回審査会（令和4年9月27日）

◇最終報告書の検討

7 おわりに

もとより、渦上市政治倫理条例第13条は、行政当局と議員との必要以上の関係は、継続的な利害関係が発生しかねない状況が生じ、市民に疑惑の念を持たれかねない。このことから、議員の配偶者・1親等内の血族若しくは同居の親族においても、地方自治法92条の2に謳われている議員本人と同様に、渦上市との請負契約を辞退するよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき、又は請負契約等の締結を辞退することにより、市の行政執行に著しい支障がある場合を除くとするものである。また、最高裁判例（平成26年5月27日 広島県府中市 損害賠償事件）において示されている通り、政治倫理条例は憲法22条1項（職業選択の自由、営業の自由）、29条

(財産権)に抵触するものではなく合憲との判断が為されている。地方自治法92条の2に抵触するものでもない。

かかる法の要請に、受注する側も発注する側も真摯であったかどうかということが問われる。

今回の審査の要点は、「災害」と「災害に準ずる状態」の解釈及び「著しい支障とはどういう状況なのか」また、審査請求が繰り返される要因はどこにあるのかということに尽きるが、審査会は限られた時間の中で、本質的な答えを見出すことはできなかった。

報告書の請求議員、被請求議員、行政当局、審査会委員の発言から判断してもらうしかないが、受注する側、発注する側双方ともに、高い倫理性の中で法の遵守を規範として行動しているというよりも、すでに除雪の受発注事業自体が既得権益化しているのではないかという危惧さえ抱いてしまうような議論が各所に見られた。

少し時間がかかるが議事録を公開するので、審査会の全容をご覧いただきたい。

さらに、政治倫理審査会にも一言触れておきたい。審査会は会派選出の5名で構成されているが、ややもすると会派意見の持ち寄りで、審査会全体としてのミッションに応え切れない状況も生まれている。政治倫理審査会が有名無実化しないためにも、会派選出方法を廃止し、議会以外の第三者による審査会制度の見直しを検討することも必要ではないか。併せて社会環境の変化にも対応できるための政治倫理条例の見直しも視野に入れた作業を早急に進めていただきたい。

以上により、本審査会に付託されました潟上市議会議員政治倫理審査請求について、潟上市議会議員政治倫理条例第9条第2項の規定によりご報告いたします。

潟上市議会議長 小林 悟 様

令和4年9月28日

潟上市議会議員政治倫理審査会

委員長 中川 光博